

答申第200号  
令和元年5月24日

神戸市長  
久元喜造様

神戸市情報公開審査会  
会長 窪田 充見

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について  
( 答 申 )

平成30年12月3日付神行総総第1788号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「相談受理票等」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

相談受理票等について行われた部分公開の決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「平成 27 年に児童福祉法第 25 条に基づき神戸市の担当部署が児童通告書を受け、同法に基づいて神戸市の担当部署が措置を行った記録のすべて。（ただし、〇〇警察署から受けたもののみ。）」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対し、「相談受理票」「送致・通告児童措置結果通知書」「児童記録」（以下、「本件公文書」という。）を特定のうえ、部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し請求人は、以前に行った同様の公開請求で公開されていた項目が本件決定では非公開となるなど、整合性を欠いており不当であるとして、本件決定における公開範囲の変更を求めるとともに、受理会議の記録文書など特定漏れの文書が存在するはずであるとして、対象文書の再調査を求め審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、平成 30 年 7 月 12 日受付の審査請求書、9 月 11 日受付の反論書、平成 31 年 3 月 11 日の審査会における口頭意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 請求人は、以前に「処分庁が作成した虐待相談・通告受付票（警察より児童通告書が届いた際に作成する書類）に記載されている以下の情報（ただし、直近に作成されたもの 50 件分のみ） ・受理年月日・通報した警察署」等を求める公開請求を行い、本件決定で示された文書と同種の文書の開示を受けたが、今回公開された情報は前回決定分よりも狭くなっており、整合性を欠く。具体的には、前回決定では相談受理票に関する開示事項のうち① 3 桁で始まる数字の部分、② 相談内容の一部、③ 受理会議の日程及び担当者氏名、④ 欄外に記載されている 12 桁の数字が公開されたにもかかわらず、本件決定においては非公開となっている。送致・通告児童措置結果通知書に関する開示事項については、① 作成日付、② 措置等決定年月日、③ 措置内容が公開されたにもかかわらず、本件決定では①②については非公開、③については一部非公開となっている。また、前回決定では欄外に記載された情報について非公開の処理がされていたが、本件決定においては同様の処理をしているかどうかは明確になっていない。同様の内容の開示にもかかわらず結論が異なっており、これは不当である。少なくとも前回決定と同基準での情報開示を求める。

- (2) 処分庁は「特定の日付に受付をしたものに限定された中で、個人の特定につながり相談者の権利利益を侵害すると認められるため」としているが、請求人が当初公開を求めたのは「平成 27 年に児童福祉法第 25 条に基づき神戸市の担当部署が児童通告を受け、同法に基づいて神戸市の担当部署が措置を行った記録のすべて（ただし〇〇警察署から受けたもののみ）」としており、特定の日付に受付をしたものに限定しておらず、誰かの情報を特定して請求しているわけでもない。処分庁には特定の対象者の情報を出したくないという意図があったのかと思われるが、結果的に 1 件しかないからといって判断を変えるのは妥当でない。1 件であっても個人を特定することはできないので、別段の扱いをする必要はない。
- (3) 児童記録については、概括的に条例に規定する非公開情報であるとの説明しかなく、個別にどのような情報が載っているかの説明及びなぜ非公開事由に当たるのかを個別に検討した旨の記載がない。児童記録に個人情報などが含まれることは理解できるが、条例第 11 条においては、非公開情報が記録されている部分を容易に、かつ、公文書の公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、公開請求者に対し、その記録されている部分を除いた部分につき公文書の公開をしなければならないとしている。今回のケースにおいて、児童記録をどのような様式で作成しているか不明であるが、タイトルなどを残し、当該児童の情報を非公開にすれば当該文書の部分公開は可能である。非公開情報が掲載されていることを理由に文書の一切を公開しないという決定は、行政手続の透明化を図った情報公開制度の趣旨に反するものである。よって、非公開情報と公開情報を分離し、当該文書を公開すべきである。
- (4) 相談受理票は、警察から児童通告が来た際にその内容を記録するための文書である。また、相談受理票に記載されている日付と、受理会議を行っている日付が異なっていることから、相談受理票を受理会議の資料として使用しているものの、そこで行った会議の記録は別に作成されているものと考えられる。受理会議で定められた方針により対象児童の指導方針や保護者への親権の制約を決定する以上、慎重な審議をすることが求められると考えられるが、今回処分庁が開示した資料でそのような検討ができるとは考えられず、他にも資料があると考えるのが普通である。

実際、後日請求人が処分庁に対して行った別の公開請求により、「①処分庁が兵庫県内の警察署から児童通告を受けた後に行う受理会議で話し合った内容や指導方針を記録するために使用する様式文書②処分庁で児童通告のあった児童から相談内容等や担当者の助言指導を記載した児童記録の様式文書③処分庁で児童通告を受けた後の対応を記載した事務マニュアル」の開示を求めたところ、通告記録、初期介入計画書、児童記録の各様式と、処分庁が児童通告を受けた際の対応マニュアルが公開された。請求人は、本事案について実際に児童通告がなされていることを当該警察署に確認しているため、当然通告記録と初期介入計画書が作成されているはずであるが、本件決定では対象文書として特定されておらず、処分庁が隠していると言わざるを得ない。処分庁は、児童通告受理後に作成されたすべての文書について再調査し、公開対象文書として公開すべきである。

#### 4 処分庁の主張

処分庁の主張を、平成 30 年 8 月 21 日受付の弁明書、平成 31 年 2 月 21 日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 今回請求のあった〇〇警察署からの通告については、管轄区域の関係上、対象事案は 1 件しか存在しなかった。事案が 1 件しかない中で情報を公にすれば、個人の特定につながり相談者個人の権利利益を害すると認められるため、相談受理票及び送致・通告児童措置結果通知書については部分公開の決定を行ったものである。

なお、請求人が以前行った公開請求では、直近 50 件分の公開を求められていた。今回、事案が 1 件しかない中で前回と同じ内容を出すと、個人特定につながるため、相談者の情報を守る観点から、前回と異なる対応をしたものである。

- (2) 児童記録については、児童自身の記録のみならず処分庁との間の相談対応や助言等の記録も含まれており、個別にどのような情報が記載されているかについても含め、公開することで相談者個人の権利利益を害すると認められるため、非公開としているものである。
- (3) 受理会議に関する資料が対象文書となっていないという点については、従来から主張している通り、相談受理票は受理会議に関する資料であり、この点については否定する。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 争点について

処分庁は、「相談受理票」及び「送致・通告児童措置結果通知書」について、住所、氏名等に関する情報を条例第 10 条第 1 号アに該当するとして、また相談内容等に関する情報を条例第 10 条第 1 号柱書に該当するとして非公開とした。これに対し、請求人は、以前行った公開請求で開示された文書と非公開部分が異なっており不当であるとして、本件処分を取り消し、以前の決定と同じ基準で公開することを求めている。また、処分庁は、「児童記録」について文書全体が条例第 10 条第 1 号ア及び同条第 1 号柱書に該当するとして非公開とした。これに対し、請求人は、タイトルなどを残し、当該児童の情報を非公開にすることにより部分公開すべきであるとしている。

さらに、請求人は、対象文書として受理会議の資料等、特定されていない文書があるはずであるとして、児童通告受理後に作成された全ての文書について再調査し、対象文書として公開、非公開の判断をすべきと主張する。

したがって、本件における争点は、本件公文書において条例第 10 条第 1 号ア及び同条第 1 号柱書に該当するとして一部情報が非公開とされた部分公開決定及び当該決定における文書特定の妥当性である。

以下、検討する。

##### (2) 本件公文書における部分公開決定の妥当性について

審査会が本件公文書を見分したところ、「相談受理票」は、処分庁が児童虐待の通告及び相談を受け付けた際に、対象児童ごとに通告及び相談内容を記録する書式

である。処分庁が対象児童のおかれた状況を正確に把握し、適切な援助を行うことができるように、相談・通告の対象となった児童の氏名、住所、生年月日、学校名等の個人に関する情報のほか、相談経路、他機関相談歴、相談内容、家族構成、当面とった処置、受理会議の結果等の記載欄がある。

「送致・通告児童措置結果通知書」は、警察署から送致・通告を受けた事案につき、処分庁における対応の結果を当該警察署に通知するものであり、送致や通告を行った警察署名及び年月日、通告等の対象となった児童の氏名、生年月日、行為種別、当該事案の措置状況についての記載欄がある。

「児童記録」は、対象児童に関する経過記録であり、処分庁と児童、関係機関等における相談内容や対応状況等を時系列で記録する書式である。

本件公文書は、いずれも虐待事案に関する処分庁の記録文書であることから、当然に特定個人の内心や心情に関わるものであり、全体として極めてセンシティブな個人に関する情報であるといえる。また、虐待に関して相談を行ったという情報が流出した場合には、当該児童にとって極めて重大な結果をもたらす危険性がある。このような、個人情報の中でも特に配慮を要するプライバシー性の高い情報は、仮に特定個人が識別される住所、氏名等の情報を除外したとしても、関係人であれば新たな情報が明らかになる可能性も否定できず、一般的には部分公開は適当ではなく、一体として非公開とすべき情報であるといえる。

ところで、請求人は、本件請求において処分庁が特定の期間に、特定の警察署から通告を受けた事案と限定したうえで請求に及んでいる。このような探索的な請求の場合、関係人が公文書の存否を知ることになれば、すでに保有している情報と照合することによって、新たな情報を知りうることも十分に考えられ、その結果、当該児童の権利利益が侵害されるおそれがあることは明らかである。

したがって、本件請求に対しては、公開請求の対象公文書の存否を答えるだけで新たな事実が判明するおそれがあるため、条例第10条第1号アに該当し、条例第12条第1項に基づく存否応答の拒否決定をすべき事案であったといえる。

本件請求に対しては、処分庁において既に部分公開決定がなされているため、結果として、処分庁が一部非公開とした決定は妥当といわざるを得ないが、上記において検討したとおり、全体として虐待事案という特に慎重な取扱いをすべき情報であることを考慮すれば、本件のような探索的な請求に対しては、対象文書の存否自体を明らかにすべきではなかったものと思料する。

処分庁においては、公開請求の内容及び対象となる情報の性質を十分に考慮し、より一層慎重に判断をすべきである。

### (3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考)

1 審査会委員

当審査会の興津委員は、審査会の了承を得て本諮問案件の審議を回避しており本件審議には関与していない。

2 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成30年7月12日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
平成30年8月21日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成30年9月11日	—	* 審査請求人から反論書を受理
平成30年12月4日	—	* 諮問書を受理
平成31年2月21日	第321回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成31年3月11日	第322回審査会	* 審査請求人から意見陳述 * 審議
平成31年4月26日	第323回審査会	* 審議